

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市みんなでつくるまち条例前文の趣旨をふまえ、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がある個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の一方又は双方の実子、養子その他の近親者(双方又は一方の三親等内の者をいう。)を含めた関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「連携自治体」という。)において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する交付書類に類する書類の交付を受けた者が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(交付要件)

第3条 市長は、次条第1項の規定により宣誓又は申告する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第7条第1項に規定する受理証明書等を交付するものとする。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある者の双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- (4) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。

- (5) パートナーシップにある者の双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓又は申告しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓又は申告しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前において長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、心身の故障その他の事由により、宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方及び市職員の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

2 宣誓書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもののその他の現に婚姻していないことを証明する書類(いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)その他のファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市外に在住する者であつて、宣誓の日から3か月以内に長久手市内への転入を予定しているものについては、その事実が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、市内に転入後速やかに同号に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第1号の2。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に連携自治体から交付を受けた第7条第1項の規定により交付される書類に類する書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、申告について準用する。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告をした者は、宣誓者とみなすものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓又は申告しようとする者が本人であることを確認するため、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という）の提出を受けるときに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める種類の書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓又は申告しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの 1種類

(2) 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓又は申告しようとする者本人の顔写真が貼付されていないもの 2種類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類 1種類又は2種類
(通称の使用)

第6条 宣誓又は申告しようとする者は、宣誓書等において氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用していることが確認できる資料を、第4条第1項の規定による宣誓又は申告をするときに提示しなければならない。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓又は申告をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及び長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下これらを総称して「受理証明書等」という。）に宣誓書等の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称の使用があったときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受理証明書等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者等の一方が市外に在住する場合にあっては、受理証明書等の交付に代えて転入予定者受付票（様式第4号）を交付するものし、第4条第3項後段の規定による書類の提出があったときに、宣誓書等の写しを添えて受理証明書等を交付するものとする。

- 3 第1項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、同項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理カードは、宣誓者等のそれぞれに1枚交付するものとする。

(受理証明書等の再交付等)

第8条 受理証明書等の交付を受けた者は、当該受理証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。この場合において、受理証明書等の毀損、汚損その他市長が認める事情による再交付の申請にあつては、受理証明書等を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

- 3 第1項の申請があつたときは、市長は受理証明書等を再交付するものとする。

- 4 前項の規定による受理証明書等の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに当該受理証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第6号。以下「事項変更届」という。)に交付を受けた受理証明書等を添えて(第2号に該当するときは除く。)市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは通称の変更があつたとき又は通称をやめたとき。
- (2) 市内で転居したとき。
- (3) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が死亡する等その対象でなくなったとき。

- 2 事項変更届には、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 氏名の変更があつた者の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は社会生活において変更した通称を使用していること若しくは通称をやめたことが確認できる書類

- (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し

- (3) 前項第3号又は第4号に該当するとき 第4条第2項第3号に掲げる書類

- 3 前項の規定による提出に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

- 4 市長は、事項変更届の提出があつたとき(第1項第2号に該当するときは除く。)は、変更後の受理証明書等を当該事項変更届を提出した者に交付するもの

とする。

(受理証明書等の返還等)

第10条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届(様
式第7号)に受理証明書等(次条及び第12条第1項において同じ。)を添付し、
市長に届け出なければならない。

- (1) 双方又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消した
とき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓書等を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者の双方又
は一方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(連携自治体の長等を経由する返還)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、本市から連携自治体へ転出し、申告に
類する手続きをもって当該連携自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ
類似制度を利用しようとする宣誓者等は、当該連携自治体が定めるところによ
り、当該連携自治体の長等を経由して受領証等を市長に返還することができる。
この場合において、当該手続きにより、前条の規定による長久手市パートナ
ーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届が提出されたものとみな
す。

(受理証明書等の無効)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を無効と
することができる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明した
とき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したと
き。
- (3) 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件に反しているとき。

(返還及び無効に係る交付番号の公表)

第12条 市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書
等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号(受
理証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(子の氏名の抹消)

第13条 受理証明書等に氏名を記載された子は、15歳に達した日以後、市長に
当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による氏名の抹消の申立てについて準用する。

(宣誓書等の取扱い)

第14条 市長は、転入先の連携自治体の求めに応じ、宣誓者等が提出した宣誓書等及び添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

2 市長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り、宣誓書等及び添付書類を保存するものとする。ただし、第10条第1項の規定により返還届が提出された場合、又は第11条の規定により受領証等が返還されたとみなした場合及び本要綱が廃止された場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

(市施策の推進に当たっての配慮等)

第15条 市は、施策の推進に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップにある者に十分に配慮するとともに、多様性を認めるまちの実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。